

男鹿市子育て世帯等住まいづくり応援事業 Q & A

Q 1 : 補助対象となる新築住宅とはどのような住宅ですか？

A : 令和6年4月1日以降に新たに工事請負契約し新築される住宅、また、人が住んだことのない建売住宅が対象です。

Q 2 : 共同持分で住宅を取得した場合も対象となりますか？

A : 対象となります。ただし、持分が1/2以上の方（持分1/2の者が2人の場合はいずれか一方）のみが申請することが出来ます。

Q 3 : 土地が他人名義でも対象となりますか？

A : 自らの住宅を取得し、生活基盤を市内において居住してもらうことが定住に繋がることから対象とします。例えば、子どもが、親名義の土地や定期借地契約する土地に住宅を新築するような場合も対象となります。

Q 4 : 家の建替や買換えは対象となりますか？

A : 自己所有の新築の建物で自己の居住の用に建設されたものであれば対象となります。なお、旧建物の解体撤去費は対象となりません。

Q 5 : 申請者以外の名義で登記した場合は対象となりますか？

A : 対象となりません。

Q 6 : 店舗との併用住宅は対象となりますか？

A : 居住用部分の面積が延床面積の1/2以上で玄関、台所、便所、浴室及び居室を備えているものは対象となります。

Q 7 : 本補助金と併せて、市の他の補助金を受けられますか？

A : 男鹿市結婚新生活支援事業補助金は、補助要件を満たしていれば、併せて補助を受けられます。なお、各補助事業の申請は、担当する窓口に提出してください。ただし、過去に「男鹿市移住者住宅取得等支援事業」において住宅取得費補助金及び住宅改修費補助金の交付を受けたことがある方は補助対象外となります。

Q 8 : 住宅を譲渡しなければならなくなった場合はどうなりますか？

A : 住宅を取得した日から5年以内に対象住宅を譲渡した場合は、補助金額（年割）を市に返還していただきます。

Q 9 : 申請の受付はいつからですか？

A : 令和6年7月1日から開始します。

Q 10 : この事業の期限はいつまでですか？

A : 令和7年3月31日までの申請を受け付けます。

Q 11 : 男鹿市子育て世帯等住まいづくり応援事業補助金の交付を受けた場合、税金はかかりますか？

A : 男鹿市子育て世帯等住まいづくり応援事業補助金は、所得税法上「一時所得」として扱うこととなります。一時所得の金額の計算上 50 万円の特別控除があり、50 万円を超える場合には、その超える部分の 1/2 が課税対象となります。詳しくは税務署にご確認の上、申告してください。

Q12 : 確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合、男鹿市子育て世帯等住まいづくり応援事業補助金は、住宅の取得等の対価の額から控除する必要がありますか。

A : 控除する必要があります。平成 23 年度の税制改正に伴い、平成 23 年 6 月 30 日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額は、その補助金等の額を控除した額とすることとされています。詳しくは税務署にご確認の上、申告してください。

Q13 : 工事が複数年度に亘る場合の申請手続きはどうなりますか？

A : 工事着工前に実施計画書（様式第 4 号）を提出し、完成年度に申請書（様式第 1 号）をご提出ください。また、養育されているお子さんの年齢や若者夫婦世帯の年齢については、申請書提出時点の年齢で審査いたします。